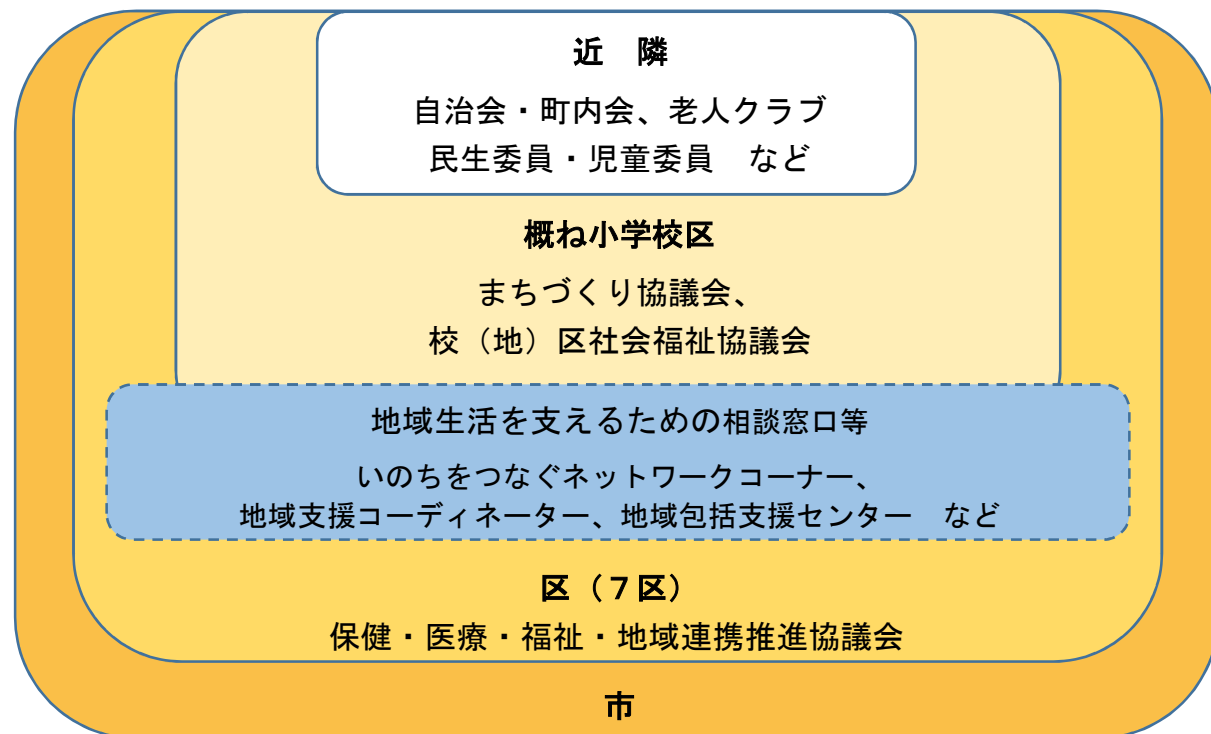


地域福祉計画における圏域の考え方

地域住民が地域の課題を主体的に解決するためには、一定の範囲で検討や取組みを行うことが大切です。この計画では、本市の現状から考えて、4つの圏域に分けています。



圏域	圏域の考え方と活動している主な団体等
近隣	<p>隣近所など身近な範囲で、支援の必要な人の把握、見守りや助け合いを行うための基礎となるものです。</p> <p>【自治会・町内会】 「住みよいまち」の実現に向けて、住民自らが結成し運営を行う、地域コミュニティづくりの中心となる団体です。</p> <p>【老人クラブ】 高齢者の生きがいづくりや健康づくりに取り組んでいます。</p> <p>【民生委員・児童委員】 厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。</p>
概ね小学校区	<p>地域の様々な団体が、地域の課題を解決するため、連携しながら活動しています。</p> <p>【まちづくり協議会】 小学校区単位を基本に、自治会、社会福祉協議会等の地域団体や行政機関等、地域の様々な団体などで構成する地域づくり団体です。</p>

	<p>【校（地）区社会福祉協議会】 地域で生活している幅広い人たちで構成されており、地域の福祉課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組む団体です。 地域の見守り・助け合い・話し合いの仕組みづくりを行っています。</p>
区（7区）	<p>地域の課題の解決に向けて、区役所を中心に行政と専門機関等が連携し、地域福祉の取組みを推進しています。</p> <p>【保健・医療・福祉・地域連携推進協議会】 医療関係者、地域活動団体、福祉関係団体、行政などで構成された協議会です。 健康づくりのイベントや勉強会の開催などにより、保健・医療・福祉・地域が一体となったネットワークづくりに取り組んでいます。</p>
市	<p>市全域で総合的に地域福祉の取組みを推進しています。</p>

地域での支え合いは、身近であるほどお互いの顔が見える関係性がつくりやすく、無理のない範囲で活動できるため、近隣のエリアが望ましい単位と考えられます。

しかし、複雑な課題を抱えている人など、近隣だけでは解決することが難しい課題に対し柔軟な対応をするためには、地域の実情や特性に応じて、圏域を越えた連携を図ることも必要です。

なお、本市では地域生活を支えるため身近な相談窓口等を設置し、様々な相談を受けて必要な支援へつないだり、地域活動の支援等を行っています。

- ◆ いのちをつなぐネットワークコーナー
各区に担当係長と相談支援員を配置し、生活困窮を含めた様々な相談を受け、支援が必要と思われる方については必要なサービス・支援につなぐ役割を果たしています。
- ◆ 地域支援コーディネーター
地域の見守り・支え合いを強化し、住民主体の介護予防・生活支援サービスの創出の促進を目的として、各区に複数名配置しており、地域の課題やニーズ、地域資源の把握や協議体の運営、生活支援サービス創出の支援等を行っています。
- ◆ 地域包括支援センター
高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行う総合相談窓口です。